

## 規制に係る事前評価書

法令の名称	水銀による環境の汚染の防止に関する法律案	
政策の名称	水銀含有再生資源の管理の指針に基づく勧告制度の創設	
担当部局・評価者	環境省環境保健部環境安全課長 森下 哲 電話番号:03-5521-8260 email: ehs@env.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課長 山内 輝暢 電話番号:03-3501-0080 email: qqhbbf@meti.go.jp	
評価実施時期	平成27年3月5日(木)	
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益		
目的	水銀に関する水俣条約(以下「条約」という。)の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀含有再生資源の管理が環境上適正に行われることを確保する。	
内容	主務大臣(※)は、水銀含有再生資源管理者が環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を定め、環境の汚染を防止するため必要があると認めるときは、水銀含有再生資源による環境の汚染を防止するためにとるべき措置について水銀含有再生資源管理者に対して勧告を行う。	
	※ 管理の指針の策定については環境大臣、経済産業大臣および水銀等貯蔵者の行う事業を所管する大臣 勧告については水銀等貯蔵者の行う事業を所管する大臣	
関連条項	第23条	
必要性	条約上は、締約国は水銀廃棄物の管理が環境上適正な方法で行われることを確保するための措置をとることとされており、その担保のため、水銀含有再生資源の管理の指針を定め、必要な場合には、環境の汚染を防止するためにとるべき措置について水銀含有再生資源管理者に対して勧告を行うことができることが必要。	
費用		
	遵守費用	水銀含有再生資源の管理の指針を遵守するための費用が発生する。
	行政費用	水銀含有再生資源の管理の指針の策定及び指針の遵守状況の確認のための費用と勧告を行うための費用が発生する。
	その他の費用	新たな費用は発生しない。当該規制によって事業者の競争に係る影響はない。
便益	水銀含有再生資源の管理が環境上適正に行われることによって、条約の的確かつ円滑な実施を確保できる。	

想定される代替案		
代替	水銀含有再生資源の管理の指針を定め、行政指導によりその遵守を図る。	
	費用	
	遵守費用	水銀含有再生資源の管理の指針を遵守するための費用が発生する。
	行政費用	水銀含有再生資源の管理の指針の策定及び行政指導を行うための費用が発生する。

案 ①	その他の費用	新たな費用は発生しない。当該規制によって事業者の競争に係る影響はない。
	便 益	水銀含有再生資源の管理が環境上適正に行われることが、行政指導によって一定程度確保される。

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

費用:事業者については、現状に比べ代替案、新法規定案ともに水銀含有再生資源の管理の指針を遵守するための費用が発生する。行政費用については、現状に比べ代替案、新法規定案とも費用が発生する。  
 便益:現状又は代替案に比べ、水銀含有再生資源の管理の指針が遵守されない場合であっても、勧告により、その実効性が担保されるため、条約の的確かつ円滑な実施を確保できるようになる。

発生する費用負担と得られる便益を比較すると、条約の的確かつ円滑な実施の確保が図られ、また水銀による環境汚染が原因となる経済的損失が回避されると考えられることから、当該規制は有効である。

有識者の見解その他の関連事項

「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について(第一次答申)」(平成26年12月22日中央環境審議会答申)(抄)

新たな法的措置により対策が講じられることとなる廃棄物処理法上の廃棄物でないものについては、バーゼル条約の指針等を考慮し、かつ、条約発効後の締約国会議で追加の条約附属書として採択される「環境上適正な管理の際に従う要件」に基づいて適正な管理を行うことが求められる。こうしたことから、附属書として要件が定められることも踏まえつつ、保管の形態、量等によって適切な管理方法を規定するなど、実態に適した管理指針等を策定し、保管時等の環境上適正な取扱い等を定めることが適当である。

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備 考